

名税総第322号
令和6年2月10日

会 員 各 位

名古屋税理士会
会 長 尾 崎 秀 明
(公印省略)

**「令和6年能登半島地震の被災会員等への義援金」
についてのご協力方お願い**

マスコミ報道等によりご承知のとおり、去る1月1日、石川県能登地方で大規模な地震が発生し、各地に甚大な被害をもたらしました。

本会では、全国の税理士会とともに広く会員各位に呼び掛け、被災された会員等に対し、温かい救いの手を差し伸べていただくよう、下記のとおり義援金募集を行うことといたしました。

同義援金は日本税理士会連合会を通じて、適宜、被災税理士会等に送金されますので、会員皆様方におかれましては、この趣旨にご賛同いただき、被災された会員等を支援するため、皆様の善意をお寄せいただきますようお願いいたします。

記

〔募集要領〕 1口 5千円（何口でも結構です。）

〔募集期間〕 令和6年3月22日（金）まで

〔振込先〕 三菱UFJ銀行 覚王山支店 普通預金 0097000
大垣共立銀行 本山支店 普通預金 0986451
ナゴヤゼイリシカイギエンギンギョウチ
口座名 名古屋税理士会義援金口
カイチョウ オザキ ヒデアキ
会 長 尾 崎 秀 明

- ※1. 振込手数料は送金者負担となります。
2. 振込みの際には、お手数でも登録番号及びお名前をご記入の上、お振込みいただければ幸いです。
3. この義援金は所得税法上の寄附金控除（所得税法第78条第1項）の対象とはなりません。
4. 振込みの際、口座名義が自動的に「名古屋税理士会」のみで表示される場合があります。

以 上